

2018年6月13日

神奈川県知事 黒岩祐治 様

渋沢丘陵を考える会	代表	日置乃武子
秦野の自然と環境を守る会	代表	山本とし子
秦野のホタルを守る会	会長	吉田 嗣郎
丹沢・未来プロジェクト	代表	栗原 孝司
さんげつ会	事務局	山田 芳枝

(各印省略)

秦野市渋沢地区・霊園工事区域におけるノスリの営巣放棄の原因究明及び保護対策の指導・助言について（要望）

日頃、神奈川県における自然環境の保護にご尽力いただき感謝いたします。

さて、本年3月、公益財団法人相模メモリアルパーク（愛川町）が秦野市渋沢地区・八国山（319メートル）南面に建設中の霊園工事区域において、県のレッドデータで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているノスリが営巣放棄をするという最悪の事態が発生しました。事業者が貴職宛に昨年11月25日付けで提出した「林地開発行為の環境保全対策に係る実施状況報告書」において「工事によるノスリの繁殖行動への影響はなかった」と明記してわずか2ヵ月半のことでした。また、古谷義幸秦野市長が「特に繁殖時期においては特段の配慮をする」との決意を表明してからわずか1ヵ月後のことであります。

1 放棄された巣の現状把握

巣の現状については「巣がなくなっている（落下、落巣）」「巣の形態をなしておらず営巣できない状態」「一部が欠けるなど形状が変化」等々、関係者の情報が錯綜しておりその実態はいまだ明らかにされていません。

一方、事業者は「ノスリに対する影響が小さくなる時期を待つモニタリングの中で巣の状態を確認することを検討中」との構えです。

しかし、6月中旬になっても昨シーズンの巣に再営巣が観察されず、他に営巣していることも確認できないという状況下で、節度をもって営巣木及び営巣中心域の調査・検証を行っても何ら問題はないと考えられます。貴職におかれましては、事業者に対し、市職員および専門家の立ち会いのもとに早急に巣の客観的かつ統一的な現状把握を行うようご指導をお願いいたします。

2 営巣放棄の原因究明

(1) まず工事の影響によるものと考えられます。事業者がもっとも危惧していたことも「工事に起因する要因により対象猛禽類の繁殖に悪影響が及んでいる可能性」であり、その場合は「工事の一時中止等の配慮を行う」と再三明言しています。事業者は、前記平成27年の「報告書」において、計4日間のコンディショニング調査の結果、「工事に対するノスリの異常行動」は確認されず、また工事区域上空で「南北への横断飛翔が確認されたことからノスリの繁殖行動への影響はなかった」としています。しかし、これは繁殖期の一時期の観察でしかなく、客観的な結論を導きだすには十分とは言えません。

(2) 次に、開発地域とその周辺では今回の「異変」を含めてノスリの巣が過去3回落下したり無くなっているという事実です。

①2012年 繁殖後に落下（事業者は強風の影響と推察）

②2015年 2月9日、私どもが確認。人為的な破棄の疑いあり

③2016年 3月9日、アセス会社が落巣していることを確認

①と②は長年使われてきた同じ巣（以下、旧巣と呼びます）です。③は旧巣から約180メートル離れた今回営巣放棄が確認されたものです。2つの営巣中心域は重なり合っており、その狭い範囲の中で約3年半の間に3回も巣の「異変」が発生し営巣放棄に至ったのはきわめて不自然で、人為的な可能性も排除できません。②の場合は、営巣木に梯子を掛けたと思われる傷跡や多人数の足跡などが残されていました。③については、ノスリの巣が1年もたたないうちに自然に落下したり、営巣放棄するほど破損することは普通あり得ないことです。私どもは6月10日、秦野市長に対して県と連携をとった上で人為的な可能性も含めて厳正な調査・検証を行うよう要望しました。市長は平成26年1月24日付けの貴職宛回答書において「自然環境保全の必要性が判明した場合は、必要な措置を講じるよう事業者に対してご指導をお願いします」と要請しています。これに、真摯にお応えくださるようお願いいたします。

その他の原因として、たとえば、①繁殖期だけでなく通年にわたる工事の影響 ②採餌場の縮小・消失 ③事業者からの報告が遅い ④環境省の指針「猛禽類保護の進め方」が遵守されていない等が考えられます。以上、原因と見られる個別具体的な事項をいくつかあげましたが、私どもはノスリの営巣放棄は大局的には工事計画と環境保全対策の破綻を物語っていると受け止めています。なぜなら今回の問題は、工事区域及び周辺においてノスリ、オオタカがすっかり姿を消してしまった状況の中で発生した、憂慮すべき重大な事態であります。

3 県独自の調査

八国山南面は、かつて県の行った地域環境評価で「地形、水系、緑を一体として保全し、特に良好な動植物の生息・生育環境、生態系及び森林機能等を保全することが望ましい」とされ、最高ランクの「A 1」に指定された地域であることはご承知の通りであります。

それ故に、県の森林審議会では、大磯丘陵の中核とされる同地域の巨大開発に強い疑念と反対意見がだされ、審議会の答申には異例の付帯事項が2つ付けられました。これを受けて貴職は事業者に対する平成26年3月27日付けの森林開発の許可書において、「(16) 環境保全対策の履行を確認するため、環境保全対策を実施したとき及び事後調査を行ったときは、その内容について報告してください。(改行) なお、報告内容と申請内容を精査し、必要に応じて環境保全対策の強化をお願いすることがあります。」との項目を特別に加えました。また、「(7) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないでください。」は、県が立ち入り調査の権限を持っていることを意味しています。

「開発行為」のなかには、自然環境の保全対策、希少動植物の保護が含まれます。幸い県庁には複数の環境部門があり、また県立自然保全センター、県立生命の星・地球博物館等を有し、それぞれ高い専門的な能力に恵まれた多くの研究者がおります。貴職におかれましてはこれらの方々のお力も借りて、県ならではの大局的なお立場から、八国山南面で絶滅の危機に瀕しているノスリをはじめとする多くの動植物の保全策の見直し・助言にご尽力くださるよう緊急に要望いたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、6月30日までに文書にてご回答くださるようお願い申し上げます。

以上

〈連絡先〉〒257-0013 秦野市南が丘2-2-6-204
小日向 彰 電話 81-5476 (FAX 兼用)